

坂城町障害者活躍推進計画

令和7年（2025年）3月

長野県坂城町

（総務課総務係）

機関名	坂城町
任命権者	坂城町長
計画期間	令和7年（2025年）4月1日～令和12年（2029年）3月31日 （5年間）
坂城町における障害者雇用の状況	坂城町においては、令和6年6月1日現在、法定雇用率を達成している。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） 目標（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）坂城町の実雇用率（令和6年6月1日現在）3.09% （法定雇用率 2.8%） （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	なし ※障害者である職員の定着状況を把握する。
③ワークエンゲージメント（仕事への積極的関与の状態）に関する目標	【ワークエンゲージメント】 前年度を上回る （評価方法）毎年4月時点で在籍している障がい者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査等を実施し、把握・進捗管理 ※ワークエンゲージメント（仕事への積極的関与の状態）・・・ 「仕事に誇りや、やりがいを感じている（熱意）、仕事に熱心に取り組んでいる（没頭）、仕事から活力を得ていきいきとしている（活力）」の3つが揃った状態として定義されるものであり、健康増進と生産性向上の両立に向けた概念

取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口として総務係を設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。